

妊娠中・子育て中の方へ



● 出産育児一時金を50万円に増額します

支給額を42万円から50万円に引き上げます。申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。▶**対象**:4月以降に出生した国民健康保険加入者
▶**問合せ**:こくほ給付係☎5984-4553



● 1万円相当のカタログギフトを配布します ～バースデーサポート事業

対象の家庭にアンケートを送付します。回答した方に、育児用品などがもらえるカタログギフトを配布します。詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶**対象**:1歳の誕生日を迎えるお子さんのいる家庭▶**問合せ**:出産・子育て応援担当係☎5984-1336



電子母子手帳アプリ「ねりすく」のご利用を

子どもの成長記録や予防接種スケジュールの管理ができます。ぜひ、ご利用ください。



詳しくはコチラ▶



● 予防接種の予診票を発送します

対象の方に発送します。協力医療機関で受けてください。
▶**問合せ**:予防接種係☎5984-2484

予防接種名	発送時期
BCG(結核) B型肝炎1~3回目 ヒブ初回1~3回目 ロタウイルス1~3回目 小児用肺炎球菌初回1~3回目 DPT-IPV(4種混合)第1期初回1~3回目	生後1~2カ月になる月の月上旬 ※出生届の提出日により送付が翌月になる場合があります。
ヒブ追加 小児用肺炎球菌追加 DPT-IPV(4種混合)第1期追加 MR(麻しん風しん混合)第1期 みずぼうそう1・2回目 おたふくかぜ	生後11カ月になる月の月上旬
日本脳炎第1期初回1・2回目・追加	3歳の誕生月の月上旬
日本脳炎第2期	9歳の誕生月の月上旬
DT(2種混合)第2期	11歳の誕生月の月上旬
MR(麻しん風しん混合)第2期	3月下旬に発送済み(平成29年4月2日~30年4月1日生まれのお子さんが対象)

国民健康保険のお知らせ

● 安心して医療サービスを受けるために ～医療費を大切に

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、国民健康保険の医療費が増加傾向にあります。医療費の増加は、保険料の値上がりにもつながります。これからも安心して医療サービスを受けるために、一人ひとりが健康づくりへの意識を高めましょう。▶**問合せ**:保健事業担当係☎5984-4551

日頃から気を付けるポイント
<input type="checkbox"/> かかりつけ医を持ち、同じ病気の重複受診を避ける
<input type="checkbox"/> ジェネリック医薬品を積極的に利用し、薬は必要な分だけもらう
<input type="checkbox"/> 「お薬手帳」を活用し、薬の飲み合わせや重複に注意する
<input type="checkbox"/> 毎年の健康診査を受けるなど、定期的に健康をチェックする
<input type="checkbox"/> バランスの良い食生活、適度な運動など生活習慣病予防を心掛ける

● 失業した方の保険料を軽減します

対象となる方は届け出が必要です。
▶**軽減期間**:退職日の翌日の属する月から翌年度末まで
▶**申込**:雇用保険受給資格者証(原本)と国民健康保険被保険者証を持参の上、こくほ資格係(区役所本庁舎3階)またはこくほ石神井係(石神井庁舎2階)へ ※郵送可。
▶**問合せ**:こくほ資格係☎5984-4554

対象
次の①~③の全てに当てはまる国民健康保険加入者
①雇用保険受給資格者証を交付されている(特例受給資格者を除く)
②雇用保険受給資格者証の離職理由が倒産・解雇などである
③離職日現在、65歳未満である

● 今年度の保険料率が決まりました

世帯を単位として加入者の人数や所得などを基に計算されます。保険料額は、6月下旬に世帯主宛てに送付する納入通知書でお知らせします。
▶**問合せ**:こくほ資格係☎5984-4554

あなたの世帯の **保険料** = **A** + **B** + **C**

所得割額 賦課基準額(※) ×7.17%	+	均等割額 4万5000円 ×加入者数	=	A 基礎(医療)分 (限度額65万円)
所得割額 賦課基準額(※) ×2.42%	+	均等割額 1万5100円 ×加入者数	=	B 後期高齢者 支援金分 (限度額22万円)
所得割額 40~64歳の加入者 の賦課基準額(※) ×2.23%	+	均等割額 1万6200円 ×40~64歳の 加入者数	=	C 介護分 (限度額17万円)

※賦課基準額=昨年分の総所得金額等-住民税基礎控除額。

